

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画主体	大井町

大井町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大井町地域振興課
所在地 神奈川県足柄上郡大井町金子 1 9 9 5
電話番号 0 4 6 5 - 8 5 - 5 0 1 3
F A X 番号 0 4 6 5 - 8 2 - 3 2 9 5
メールアドレス shinkou@town.oi.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ アライグマ、鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ キジバト、ヒヨドリをいう）
計画期間	平成28年度～30年度
対象地域	大井町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	ジャガイモ	248,820円 0.13ha
	カボチャ	135,319円 0.09ha
	サツマイモ	133,728円 0.4ha
	タケノコ	101,193円 0.4ha
	その他	165,178円 0.41ha
	小計	784,238円 1.43ha
ニホンジカ	サツマイモ	259,714円 0.34ha
	その他	12,367円 0.11ha
	小計	272,081円 0.45ha
ハクビシン タヌキ	落花生	1,885円 0.02ha
	カボチャ	1,355円 0.01ha
	小計	3,240円 0.03ha
鳥類	果樹	27,608円 0.07ha
	サツマイモ	3,225円 0.01ha
	小計	30,833円 0.08ha
合計	1,090,392円	1.99ha

(2) 被害の傾向

○イノシシ

相和地区において年間を通して被害を及ぼしている。比較的人里近くに生息していることから、里山の荒廃と耕作放棄地の増加に伴って生息域を拡大し、地下茎を有するサツマイモやジャガイモ、果樹では栗の食害が発生している。また、農作物の直接的な食害以外に、採餌による掘り起こしや畦畔の崩壊なども発生している。

○ニホンジカ

相和地区において被害を及ぼしている獣であり、サツマイモやジャガイモ、イネを食害するほか、農地の踏み荒らしや畦畔の崩壊など、被害は年間を通じて発生している。近年では、住宅街に近い場所でも出没が確認さ

れており、交通事故や人身事故の発生や、ヤマビルを運搬することによる住民等の吸血被害も懸念されている。

○ハクビシン・タヌキ

ハクビシンやタヌキによる被害は町内全域で発生しており、落花生やミカン、トウモロコシなどが食害されているほか、人家や倉庫に棲みつくなど、生活被害も発生している。

○アナグマ

ヤマトイモなど野菜の食害が発生している。

○アライグマ

農作物被害の報告はされていないものの、平成26年度に5頭、27年度に2頭捕獲され、町内への生息域拡大が懸念されている。

○鳥類

町内全域で農業被害が発生しており、水稻、トウモロコシ、落花生、ミカン、カキなど幅広い農作物が食害されているほか、野菜苗の定植後の引き抜きによる被害が発生している。

特に、カラスやムクドリについては、家庭ごみの食い荒らしや、住宅街の街路樹等への営巣による糞害など、生活被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)
被害金額	1,090,392円	872,000円
被害面積	1.99ha	1.59ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	○イノシシ 町の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた猟友会が実施。 また、鳥獣被害対策実施隊と農業者で組織する有害鳥獣捕獲隊が、年間を通して捕獲活動を実施。 町はくくりわなや箱わななどの捕獲機材を購入している。	・繁殖力が強く捕獲をしても被害が減らない ・猟友会会員数の減少などにより銃器による効果的な捕獲が困難 ・耕作放棄地の解消など環境整備が進んでいない ・隣接する市町との協働による捕獲体制が必要である
	○ニホンジカ 県の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対	・猟友会会員数の減少などにより銃器による効果的な捕獲が困難 ・耕作放棄地の解消など環境整備

	<p>策協議会から依頼を受けた猟友会が実施。</p> <p>また、鳥獣被害対策実施隊と農業者で組織する有害鳥獣捕獲隊が、年間を通して捕獲活動を実施。</p> <p>町はくくりわなや箱わななどの捕獲機材を購入している。</p>	<p>が進んでいない。</p>
	<p>○ハクビシン・アライグマ</p> <p>町の許可により、箱わなでの捕獲を有害鳥獣捕獲隊と農業者が実施。</p> <p>町は箱わなを購入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵による防護を実施しているが、費用が膨大にかかる ・農業者等による箱わなでの捕獲だけでは限界がある。
	<p>○鳥類</p> <p>県及び町の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた猟友会と鳥獣被害対策実施隊が実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲が困難であり、効果的な防除方法が確立されていない。 ・防護ネット等による防護は農業者の負担になっている。
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>○地域獣害防護柵</p> <p>平成24年度から2戸以上の連続する受益農地10a以上を対象に、防護柵設置に係る材料費の補助を行っているが、平成27年度からは、個人でも申請ができるようになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域柵ではないため、効果が限定的である。 ・防護柵の設置にかかる費用は農業者の負担になっている。

(5) 今後の取組方針

<p>○生息環境管理</p> <p>農業者だけでなく地域住民や有害鳥獣捕獲隊による防除体制を整えるとともに、里山整備、耕作放棄地の解消など、地域ぐるみで野生鳥獣を近づけない環境をつくる。</p> <p>○有害捕獲</p> <p>猟友会と緊密な連携を図り、効果的な捕獲を実施する。さらに、農家等にわな猟免許取得を推進し、わな猟従事者数を増やす。</p> <p>○被害防除</p> <p>既設の地域防護柵を管理するとともに、未設置地域での効果的な柵の設置を進める。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊と農業者が組織する有害鳥獣捕獲隊が連携し、捕獲に取り組む。この際、鳥獣被害対策実施隊員には、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃を所持させる。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、対象鳥獣の捕獲に積極的に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、鳥類	狩猟免許取得に対する支援 わなの貸出による支援 捕獲補助金による支援
29	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、鳥類	狩猟免許取得に対する支援 わなの貸出による支援 捕獲補助金による支援
30	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、鳥類	狩猟免許取得に対する支援 わなの貸出による支援 捕獲補助金による支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ニホンジカ	神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画により捕獲頭数を設定する。
○アライグマ	神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況を把握した上で、積極的な捕獲に努める。
○イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類	出没状況及び被害状況に応じて捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	30	90	100
ニホンジカ	10	40	45
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	15	20	40

アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
鳥類	30	30	30

※ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

捕獲等の取組内容
鳥獣被害対策実施隊と農業者が組織する有害鳥獣捕獲隊が連携し、くくりわなや箱わなを用いて有害鳥獣の捕獲に取り組む。捕獲活動期間は、年間を通して農作物被害が発生していることから、一年中とする。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
夏から秋にかけて、イノシシやシカなどの有害鳥獣の個体数が増加し、農作物の被害が大きくなることから、わなによる捕獲のみでは被害を防ぐことができない。そのため、この時期を中心に、人家のない山間部において、鳥獣被害対策実施隊が猟犬を用いた追い込み猟を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ ニホンジカ	1,500m ネット又は電気柵	8,000m 電気柵、物理柵	8,000m 電気柵、物理柵

(2) その他被害防止に関する取組

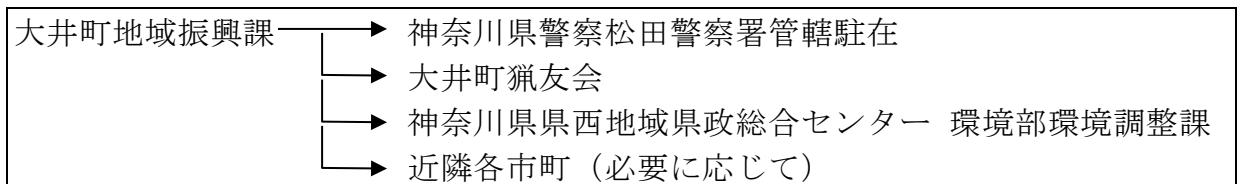
年度	対象鳥獣	取組内容
28	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシ、アライグマ、 鳥類	里山や耕作放棄地を整備し、鳥獣が棲みつかない環境をつくる。誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施する。
29	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシ、タヌキ、ア ナグマ、アライグマ、 鳥類	里山や耕作放棄地を整備し、鳥獣が棲みつかない環境をつくる。誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施する。
30	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシ、タヌキ、ア ナグマ、アライグマ、 鳥類	里山や耕作放棄地を整備し、鳥獣が棲みつかない環境をつくる。誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大井町地域振興課	関係機関との連絡調整、住民の避難誘導、有害鳥獣捕獲許可
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
大井町猟友会	有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有、有害鳥獣捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシやシカなどの大型獣は食肉として自家消費するか、埋設処分をする。小型獣および鳥類は埋設処分をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、捕獲等をした鳥獣を食品として利用する計画はないが、イノシシ及びニホンジカについては、今後必要に応じて、近隣市町村に設置された処理加工施設の活用について検討を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大井町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
大井町役場地域振興課	協議会事務局 情報収集および提供 被害防止対策支援
かながわ西湘農業協同組合	被害防止対策支援
大井町猟友会	有害鳥獣の捕獲
自治会長（農業者）	被害防止対策の推進 被害調査等協力
大井町農業委員会	被害防止対策支援

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援 センター）	対策提案、対策指導、対策 支援、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 農政部地域農政推進課	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所 普及指導課	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
かながわ西湘農業協同組合 大井支店・相和支店	有害鳥獣に係る情報の共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は、神奈川県猟友会足柄上支部大井支部に所属し、支部長から推薦を受けた11名である（平成29年4月末現在）。隊には、隊長と副隊長が各1名いて、首長の指示を受けた隊長の命令のもと、捕獲活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等があれば、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。